

令和7年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(6 月 13 日 提 案 分)

神 奈 川 県

1	令和7年第2回神奈川県議会定例会（6月13日提案分）提出議案件数調……………	1
2	令和7年度6月補正予算会計別集計表……………	1
(1)	令和7年度神奈川県一般会計6月補正予算（1）局別財源調書……………	2
(2)	令和7年度神奈川県一般会計6月補正予算（2）局別財源調書……………	2
3	令和7年度一般会計6月補正予算（2）地方債について……………	3
4	令和7年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【政策局関係】……………	5
5	令和7年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【政策局関係】……………	6
6	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】……………	7
7	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】……………	8
8	相模湖交流センターの指定管理者の指定の概要【政策局】……………	9
9	宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者の指定の概要【政策局】……………	10
10	知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局】……………	11
11	職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】……………	13
12	県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局】……………	14
13	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要【総務局】……………	16
14	選挙長等の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】……………	17
15	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】……………	18
16	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】……………	19
17	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】……………	20
18	不動産の処分の内容【総務局】……………	21
19	令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【くらし安全防災局関係】……………	22
20	令和7年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【くらし安全防災局関係】……………	23

21	令和7年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について	
	【文化スポーツ観光局関係】	24
22	地球市民かながわプラザの指定管理者の指定の概要【文化スポーツ観光局】	25
23	令和7年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【環境農政局関係】	26
24	21世紀の森の指定管理者の指定の概要【環境農政局】	27
25	宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の指定の概要【環境農政局】	28
26	令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	29
27	令和7年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	30
28	令和7年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について	
	【福祉子どもみらい局関係】	31
29	民生委員定数条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	32
30	青少年センターホール等設備整備工事（舞台照明）請負契約の内容	
	【福祉子どもみらい局】	33
31	女性自立支援施設の指定管理者の指定の概要【福祉子どもみらい局】	34
32	聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定の概要【福祉子どもみらい局】	35
33	令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【健康医療局関係】	36
34	令和7年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【健康医療局関係】	37
35	令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【産業労働局関係】	38
36	一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約変更の内容【県土整備局】	39
37	令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【教育委員会関係】	40
38	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要	
	【教育委員会】	41
39	動産の取得の内容【教育委員会】	42
40	損害賠償の額の決定について【警察本部】	43

1 令和7年第2回神奈川県議会定例会（6月13日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数		
	その1 (6月補正予算(1))	その2 (6月補正予算(2))	計
一 般 会 計	1	1	2
特 別 会 計	—	—	—
企 業 会 計	—	—	—
合 計	1	1	2

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 改 正	1 2
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1
工 事 請 負 契 約 の 変 更	1
不 動 産 の 処 分	1
動 産 の 取 得	1
指 定 管 理 者 の 指 定	7
そ の 他	1
合 計	2 4

2 令和7年度6月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一 般 会 計	2,215,824,000	11,868,115	2,672,002	14,540,117	2,230,364,117
特 別 会 計	2,283,395,334	—	—	—	2,283,395,334
企 業 会 計	164,513,842	—	—	—	164,513,842
合 計	4,663,733,176	11,868,115	2,672,002	14,540,117	4,678,273,293

(参考) 前年度(令和6年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,104,512,000	12,226,740	2,116,738,740
特 別 会 計	2,246,937,608	—	2,246,937,608
企 業 会 計	160,320,680	—	160,320,680
合 計	4,511,770,288	12,226,740	4,523,997,028

(1) 令和7年度神奈川県一般会計6月補正予算(1)局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸 収 入	県 債	一 財 般 源	
くらし安全 防 災 局	2,273,048	2,268,220						29		4,799	
福祉子ども みらい局	4,846,052	4,846,036						16			
健康医療局	55,624	55,624									
産業労働局	180,000	180,000									
教育委員会	4,513,391	4,464,724								48,667	
小 計	11,868,115	11,814,604						45		53,466	
							53,466			△ 53,466	その他 特定収 入
合 計	11,868,115	11,814,604					53,466	45			

(2) 令和7年度神奈川県一般会計6月補正予算(2)局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財産 収入	寄附金	繰入金	諸 収入	県 債	一 般 財 源	
政 策 局	150,000					150,000					
くらし安全 防 災 局	29,887								29,000	887	
福祉子ども みらい局	289,670	193,317								96,353	
健康医療局	2,202,445	2,202,445									
小 計	2,672,002	2,395,762				150,000			29,000	97,240	
							97,240			△ 97,240	その他 特定収 入
合 計	2,672,002	2,395,762				150,000	97,240		29,000		

3 令和7年度一般会計6月補正予算（2）地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	(1,083,820,146) 1,461,217,436	(1,045,778,211) 1,415,988,058	補正前の額	90,133,000	(111,680,858) 119,026,457	(1,024,259,353) 1,387,123,601
			補 正 額	29,000	-	
			計	90,162,000	(111,680,858) 119,026,457	
	(29,200,831) 35,195,565	(26,916,990) 33,876,564	補正前の額	169,000	(2,635,350) 2,793,895	(24,450,640) 31,251,669
			補 正 額	-	-	
			計	169,000	(2,635,350) 2,793,895	
	(16,056,942) 19,304,813	(15,666,958) 19,635,556	補正前の額	79,000	(1,841,479) 1,512,949	(13,904,479) 18,201,607
			補 正 額	-	-	
			計	79,000	(1,841,479) 1,512,949	
	(5,476,646) 7,086,045	(4,365,607) 6,142,455	補正前の額	36,000	(353,606) 1,067,190	(4,048,001) 5,111,265
			補 正 額	-	-	
			計	36,000	(353,606) 1,067,190	
	(54,031,210) 73,642,984	(50,490,092) 68,452,909	補正前の額	3,130,000	(7,532,189) 11,435,348	(46,087,903) 60,147,561
			補 正 額	-	-	
			計	3,130,000	(7,532,189) 11,435,348	
	(682,254,415) 962,374,708	(656,399,156) 926,805,369	補正前の額	58,284,000	(74,375,695) 79,937,046	(640,307,461) 905,152,323
			補 正 額	-	-	
			計	58,284,000	(74,375,695) 79,937,046	
	(54,058,445) 65,032,415	(53,585,171) 66,235,384	補正前の額	5,319,000	(4,438,134) 4,743,471	(54,466,037) 66,810,913
			補 正 額	-	-	
			計	5,319,000	(4,438,134) 4,743,471	
	(163,321,924) 194,263,242	(164,915,308) 196,890,559	補正前の額	15,674,000	(12,307,871) 8,337,289	(168,281,437) 204,227,270
			補 正 額	-	-	
			計	15,674,000	(12,307,871) 8,337,289	
	(79,419,733) 104,317,664	(73,438,929) 97,949,262	補正前の額	7,442,000	(8,196,534) 9,199,269	(72,713,395) 96,220,993
			補 正 額	29,000	-	
			計	7,471,000	(8,196,534) 9,199,269	
2 災害復旧債	(5,456,370) 5,714,977	(5,275,212) 5,785,762	補正前の額	591,000	(424,940) 305,262	(5,441,272) 6,071,500
			補 正 額	-	-	
			計	591,000	(424,940) 305,262	
	(2,820) 3,000	(2,640) 3,000	補正前の額	-	(180) -	(2,460) 3,000
			補 正 額	-	-	
			計	-	(180) -	
	(1,370,093) 1,501,136	(1,340,439) 1,530,256	補正前の額	234,000	(107,935) 182,257	(1,466,504) 1,581,999
			補 正 額	-	-	
			計	234,000	(107,935) 182,257	
	(4,083,457) 4,210,841	(3,932,133) 4,252,506	補正前の額	357,000	(316,825) 123,005	(3,972,308) 4,486,501
			補 正 額	-	-	
			計	357,000	(316,825) 123,005	

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
3 その他	千円	千円		千円	千円	千円
	(1,941,933,039)	(1,801,094,454)	補正前の額	—	(158,008,875)	(1,643,085,579)
	2,494,506,147	2,338,927,067	補 正 額	—	137,935,989	2,200,991,078
			計	—	(158,008,875)	
				—	137,935,989	
	(54,149,318)	(41,060,385)	補正前の額	—	(7,424,596)	(33,635,789)
	114,703,355	86,472,980	補 正 額	—	9,639,415	76,833,565
			計	—	(7,424,596)	
				—	9,639,415	
	(7,266,025)	(5,242,575)	補正前の額	—	(2,023,450)	(3,219,125)
	18,395,000	18,395,000	補 正 額	—	—	18,395,000
			計	—	(2,023,450)	
				—	—	
	(105,549,398)	(97,164,696)	補正前の額	—	(8,432,323)	(88,732,373)
	110,060,877	104,227,655	補 正 額	—	8,633,222	95,594,433
			計	—	(8,432,323)	
				—	8,633,222	
	(1,767,048,578)	(1,650,201,030)	補正前の額	—	(139,635,571)	(1,510,565,459)
	2,243,331,195	2,122,129,664	補 正 額	—	119,158,417	2,002,971,247
			計	—	(139,635,571)	
				—	119,158,417	
	40,052	32,280	補正前の額	—	6,755	25,525
			補 正 額	—	—	
			計	—	6,755	
	(7,879,668)	(7,393,488)	補正前の額	—	(486,180)	(6,907,308)
	7,975,668	7,669,488	補 正 額	—	498,180	7,171,308
			計	—	(486,180)	
				—	498,180	
合 計	(3,031,209,555)	(2,852,147,877)	補正前の額	90,724,000	(270,114,673)	(2,672,786,204)
	3,961,438,560	3,760,700,887	補 正 額	29,000	—	
			計	90,753,000	(270,114,673)	3,594,186,179
					257,267,708	

備考 () は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

4 令和7年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【政策局関係】

2 款 総務費 1 項 政策費

- 一部(新)・ まち・ひと・しごと創生基金積立金 57,100千円
地方創生の取組として、ヘルスケア産業等の海外展開をさらに加速化させるため、寄附を募り、基金に積み立てる。
- 一部(新)・ ヘルスケア・ニューフロンティア推進事業費 92,900千円
未病産業をはじめとしたヘルスケア産業の海外展開を促進するため、企業コンソーシアムや国際機関と連携した調査・研究等を行う。

5 令和7年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【政策局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
宮ヶ瀬やまなみセンター等指定管理費	千円 936,995	前年度末までの支出（見込）額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和12年度	936,995		そ の 他	7,750
						一般財源	929,245
相模湖交流センター指定管理費	510,869	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和12年度	510,869		そ の 他	2,470
						一般財源	508,399

【議案（条例その他 その３） 定県第59号議案】

6 地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、２法人について、控除対象期間を更新するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和７年８月１日

【議案（条例その他 その３） 定県第60号議案】

7 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部改正等に伴い、これに準じ、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 個人演説会告知用ポスターの廃止（第1条及び第6条関係）

公職選挙法の一部改正に伴い、個人演説会告知用ポスターに関する規定を削除する。

イ ビラ作成に係る公費負担の限度額引上げ（第5条の4関係）

区 分		改正前	改正後
5万枚以下の場合	1枚当たり	7円73銭	8円38銭
5万枚を超える場合	1枚当たり	5円18銭	5円62銭

ウ ポスター作成に係る公費負担の限度額引上げ（第8条関係）

区 分		改正前	改正後
印刷費	ポスター掲示場数が500以下の場合 1枚当たり	541円31銭	586円88銭
	ポスター掲示場数が500を超える場合 1枚当たり	28円35銭	30円73銭
企画費		316,250円	316,250円(変更なし)

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、施行の日以後に選挙期日が告示される選挙から適用する。ただし、(2)アは令和8年1月1日。

8 相模湖交流センターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立相模湖交流センター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	相模湖交流センター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	アクティオ株式会社
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX 中目黒ビル6階
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

【議案（条例その他 その3） 定県第76号議案】

9 宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに
宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター条例第5条、神奈川県立宮ヶ瀬湖
集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条、神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場
条例第6条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団 施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬 湖カヌー場
イ 指定管理者	
（ア） 名称	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
（イ） 主たる事務所の所在地	愛甲郡清川村宮ヶ瀬940－4番地
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

【議案（条例その他 その3） 定県第61号議案】

10 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の旅費について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例（13条例）

- ア 知事及び副知事の給与等に関する条例
- イ 教育長の給与等に関する条例
- ウ 公営企業管理者の給与等に関する条例
- エ 監査委員の給与等に関する条例
- オ 教育委員会委員の報酬等に関する条例
- カ 公安委員会委員の報酬等に関する条例
- キ 神奈川県労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例
- ク 人事委員会委員の給与等に関する条例
- ケ 神奈川県収用委員会委員その他の者の給与等に関する条例
- コ 海区漁業調整委員会委員及び専門委員の報酬等に関する条例
- サ 内水面漁場管理委員会委員の報酬等に関する条例
- シ 選挙管理委員等の報酬等に関する条例
- ス 証人等の費用弁償に関する条例

(3) 改正の内容

- ア (2)アからウの条例について、宿泊料の名称を宿泊費に改めた上で支給額を以下のとおりとする。また、宿泊手当として職階区分を設けず支給額を一律とするため、食事料の欄を削除する。

区分	改正前	改正後
支給額	16,500円 (内国)	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る。）

- イ (2)エからシの条例について、宿泊料の名称を宿泊費に改めた上で支給額を以下のとおりとする。また、宿泊手当として職階区分を設けず支給額を一律とするため、食事料の欄を削除する。

区分	改正前	改正後
支給額	16,500円 (内国)	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）

ウ (2) スの条例について、旅行雑費に係る規定を削除する。

(4) 施行期日

令和7年10月1日

【議案（条例その他 その３） 定県第62号議案】

11 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅費の種目に関する規定等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 旅費の種目及び内容を規則に委任する。（改正後の第6条関係）

イ 職員に対する旅費の支給に代えて、旅行業者等に対する直接の支払を可能とする。（改正後の第2条第7号、改正後の第3条第6項、改正後の第7条第1項関係）

ウ 旅行の中止に伴うキャンセル料の支給要件に、旅行命令を変更した場合等を追加する。（第3条第4項関係）

エ 本条例の規定に違反して旅費を受給した職員に対して旅費の返納を求めるとともに、職員の給与等から差し引くことを可能とする。（改正後の第10条関係）

オ 本条例の適正な執行を確保するため、知事が支出命令権者に対して、必要に応じて資料や報告を求め、実地監査を行い、又は条例の執行について必要な措置を求めることを可能とする。（改正後の第11条関係）

(3) 施行期日

令和7年10月1日

【議案（条例その他 その3） 定県第63号議案】

12 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の費用弁償について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 車賃

旅費の種目の名称を「その他の交通費」に変更するとともに、自家用自動車を利用した場合における支給額を以下のとおりとする。（第6条関係）

区分	改正前	改正後
支給額	1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てる。）につき15円を乗じて得た額	県職員が自家用自動車を使用して旅行する場合の旅費の支給の例により計算した額

イ 宿泊料

宿泊料の名称を宿泊費に改めた上で支給額を以下のとおりとする。（別表関係）

区分	改正前	改正後
支給額	16,500円（内国）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る。）

ウ 食事料

宿泊手当として職階区分を設けず支給額を一律とするため、食事料の欄を削除する。（別表関係）

区分	改正前	改正後
支給額	3,300円	削除

(3) 施行期日

令和 7 年10月 1 日

13 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

湘南地域県政総合センター、平塚県税事務所及び平塚土木事務所の仮設庁舎への移転を行うとともに、大和綾瀬地域児童相談所の移転及び名称変更を行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 湘南地域県政総合センター、平塚県税事務所及び平塚土木事務所の位置の表示を平塚市中里50番1号に改める。（第2条～第3条、第15条関係）

イ 大和綾瀬地域児童相談所の位置の表示を綾瀬市深谷中4丁目2番1号に改め、名称を綾瀬児童相談所に変更する。（第9条関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日。
ただし、(2)イは、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日。

【議案（条例その他 その3） 定県第65号議案】

14 選挙長等の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正等に伴い、選挙長等の報酬額について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

選挙長等の1日当たりの報酬額を次のとおりとする。

区分	改正後	改正前	引上額
選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	12,200円	10,800円	1,400円
投票管理者※	削除	12,800円	—
選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	10,100円	8,900円	1,200円
投票立会人※	削除	10,900円	—

※ 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の施行に伴い、土地改良区総代選挙の選挙管理委員会による管理が廃止されたことについて、経過措置への対応がなくなったことから、投票管理者、投票立会人の規定を削除する。

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その３） 定県第66号議案】

15 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

役職定年制の導入による特殊勤務手当の対象業務を担う職務の級の範囲の拡大に伴い、社会福祉施設等業務手当及び家畜等取扱手当の支給上限額を引き上げるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 社会福祉施設等業務手当

手当額を、月額の場合にあっては7万4,200円を超えない範囲内とする。（第6条の2第2項関係）

イ 家畜等取扱手当

手当額を、日額の場合にあっては1,860円、月額の場合にあっては3万7,100円を超えない範囲内とする。（第12条第2項及び第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

16 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、妊娠、出産等の申出をした職員に対して仕事と育児の両立に関する事項に係る意向確認等を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等を義務付ける。（改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第1項及び第3項並びに改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第1項及び第3項関係）

イ 3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等を義務付ける。（改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項及び第3項並びに改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第2項及び第3項関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の6第1項、第18条の2第1項、第18条の3及び第18条の4並びに学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の6第1項、第15条の2第1項、第15条の3及び第16条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年10月1日

イ 経過措置

(2)イについては、施行の日前においても措置を講ずることができるものとする。

17 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、１年につき10日相当の範囲内で取得できる部分休業に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア １日につき２時間を超えない範囲内で、30分を単位として取得できる部分休業制度について、勤務時間の始め又は終わりに連続して取得しなければならないとする要件を撤廃する。（第29条第１項関係）

イ １年につき10日相当の範囲内で、１日又は１日につき１時間を単位として取得できる部分休業に係る規定を新設する。（改正後の第29条の２及び第29条の４関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第１条、第28条第２号、第29条第２項及び第３項、改正後の第29条の３、改正後の第29条の５並びに第31条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和７年10月１日

イ 経過措置

令和７年度における(2)イの部分休業制度における取得可能な時間数については、一の年度で取得可能な時間数の半分の時間数とする。

18 不動産の処分の内容

(1) 目的

逗子市小坪二丁目県有地について、県自らの利用の計画がなく、地元市に取得の意向があるため、売却するものである。

(2) 売却物件

土地

所在地 逗子市小坪二丁目1042番1

地 積 23,646.00平方メートル

地 目 山林

(3) 売却予定金額

1億1,834万4,600円

(4) 売却の相手方

逗子市逗子五丁目2番16号

逗子市

市長 桐ヶ谷 寛

19 令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【くらし安全防災局関係】

2 款 総務費 8 項 安全防災費

- ・ L P ガス物価高騰対応費 2,273,048千円

L P ガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減させるため、L P ガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援する。

20 令和7年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【くらし安全防災局
関係】

2 款 総務費 8 項 安全防災費

一部(新)・ 防災情報システム推進費 29,887千円

全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機等について、老朽
化等に対応するため、更新する。

21 令和7年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
地球市民かながわ プラザ指定管理費	千円 1,568,300	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和 7 年度 ～ 令和12年度	1,568,300		そ の 他	24,545
						一般財源	1,543,755

22 地球市民かながわプラザの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立地球市民かながわプラザ条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	地球市民かながわプラザ
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益社団法人青年海外協力協会
(イ) 主たる事務所の所在地	長野県駒ヶ根市中央16番7号
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

23 令和7年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
21世紀の森指定 管理費	千円 202,835	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和12年度	202,835		そ の 他	2,025
						一般財源	200,810
宮川特別泊地等指 定管理費	66,625	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和12年度	66,625		そ の 他	66,625
						一般財源	—

24 21世紀の森の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立21世紀の森条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	21世紀の森
イ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社アグサ
(イ) 主たる事務所の所在地	南足柄市中沼305番地 1
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

【議案（条例その他 その3） 定県第79号議案】

25 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県漁港管理条例第20条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地 及び宮川環境整備施設
イ 指定管理者	
（ア）名称	みうら漁業協同組合
（イ）主たる事務所の所在地	三浦市三崎五丁目12番5号
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

26 令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

11款 教育費 8項 私学振興費

一部(新)・ 高等学校等就学支援事業費 4,846,052千円

授業料への支援を拡充するため、高等学校等就学支援金制度で所得制限（年収約910万円以上）を受けている世帯の私立高校生等を対象に、公立高校授業料相当額（上限11万8,800円）の臨時支援金を支給する。

27 令和7年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

4 款 民生費 1 項 社会福祉費

一部(新)・ 福祉人材養成確保事業費 289,670千円

訪問介護等サービスを安定的に提供するため、県所管域の訪問介護事業者等が行う人材確保体制の構築や経営改善の取組に対して補助する。

28 令和7年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
女性自立支援施設 指定管理費	千円 748,670	前 年 度 末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 339,445
						県 債	—
		当 該 年 度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和12年度	748,670		そ の 他	—
						一般財源	409,225
聴覚障害者福祉セ ンター指定管理費	1,067,160	前 年 度 末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	128,775
						県 債	—
		当 該 年 度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和12年度	1,067,160		そ の 他	75
						一般財源	938,310

【議案（条例その他 その３） 定県第69号議案】

29 民生委員定数条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

民生委員の一斉改選に合わせ、市町村の実情を踏まえた定数とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

3市における民生委員の定数を増員し、2市町における民生委員の定数を減員する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和7年12月1日

【議案（条例その他 その3） 定県第71号議案】

30 青少年センターホール等設備整備工事（舞台照明）請負契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 称 | 青少年センターホール等設備整備工事（舞台照明） |
| (2) 工 事 場 所 | 横浜市西区紅葉ヶ丘9－1 |
| (3) 請負契約者名 | 丸茂電機株式会社
代表取締役 丸 茂 英津子 |
| (4) 請負契約金額 | 6 億6,000万円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和8年3月31日 |

31 女性自立支援施設の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県女性自立支援施設条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	女性自立支援施設
イ 指定管理者	
(ア) 名称	社会福祉法人神奈川県民生福祉協会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

32 聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県聴覚障害者福祉センター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	聴覚障害者福祉センター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
(イ) 主たる事務所の所在地	藤沢市藤沢933番地の2
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

33 令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【健康医療局関係】

5 款 衛生費 4 項 医薬費

- ・ 医療機関等物価高騰対応費 55,624千円

電気代高騰の影響を受けている医療機関の負担を軽減させるため、特別高圧を受電する医療機関を支援する。

34 令和7年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【健康医療局関係】

5 款 衛生費 4 項 医薬費

①・ 産科・小児医療確保事業費 376,165千円

地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制や小児医療体制を維持するため、分娩取扱数が減少している施設や、小児入院患者数が減少している地域の拠点施設等に支援を行う。

・ 医療施設等経営強化緊急支援事業費 1,826,280千円

経営状況の急変等に直面している医療機関を支援するため、病床の適正化を行った医療機関への給付について、追加で措置する。

35 令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【産業労働局関係】

8 款 商工費 1 項 商工総務費

- ・ 中小製造業等特別高圧受電者支援事業費 180,000千円
電気代高騰の影響を受けている中小企業者の負担を軽減させるため、特別高圧を受電する製造業、倉庫業や商業施設等に入居する事業者を支援する。

【議案（条例その他 その3） 定県第72号議案】

36 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事
- (2) 工 事 場 所 川崎市宮前区梶ヶ谷地先他
- (3) 請負契約者名 大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体
代表者 大成建設株式会社横浜支店
執行役員支店長 島 伸 一
- (4) 変 更 の 理 由 工事請負契約書第26条第6項に基づく、インフレスライド(※)の費用及び建設発生土搬出先の受入基準に適合させるための費用を計上することに伴い、工事請負契約を変更する。
- ※ インフレスライドとは、急激なインフレーション又はデフレーションにより、賃金水準又は物価水準などが著しく変動した時に、発注者又は受注者が、請負代金額の変更を請求できるもの。
- (5) 変 更 の 内 容 請負契約金額
(変更前) 185億6,307万9,700円
(変更後) 215億887万8,600円

37 令和7年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【教育委員会関係】

(1) 11款 教育費 1項 教育総務費

- ・ 高校生等奨学給付金事業費 73,000千円

授業料以外の教育費への支援を拡充するため、高校生等奨学給付金に関する非課税世帯の支給額について、国公立の全日制及び定時制に通う第1子分を増額する。

(2) 11款 教育費 4項 高等学校費

- 一部(新)・ 公立高等学校就学支援事業費 4,440,391千円

授業料への支援を拡充するため、高等学校等就学支援金制度で所得制限（年収約910万円以上）を受けている世帯の公立高校生等を対象に、授業料相当額の臨時支援金を支給する。

【議案（条例その他 その3） 定県第70号議案】

38 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県立高校改革実施計画に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

県立高校改革実施計画（Ⅲ期）に基づく再編・統合により、県立高等学校2校の新校設置等を行う。（別表第1関係）

新校の名称及び位置	再編・統合の対象校の名称及び位置
神奈川県立青葉総合高等学校 (横浜市青葉区桂台二丁目39番地の2)	神奈川県立田奈高等学校 (横浜市青葉区桂台二丁目39番地の2)
	神奈川県立麻生総合高等学校 (川崎市麻生区片平1,778番地)
神奈川県立小田原城北高等学校 (小田原市栢山200番地)	神奈川県立小田原城北工業高等学校 (小田原市栢山200番地)
	神奈川県立大井高等学校 (足柄上郡大井町西大井984番地の1)

(3) 施行期日

令和7年11月1日。ただし、神奈川県立田奈高等学校の項、神奈川県立小田原城北工業高等学校の項及び神奈川県立大井高等学校の項を削る改正規定は令和8年4月1日、神奈川県立麻生総合高等学校の項を削る改正規定は令和10年4月1日。

39 動産の取得の内容

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 品目及び数量 | 通信機器
449台 |
| (2) 契約者名 | 東日本電信電話株式会社
執行役員 神奈川事業部長 相 原 朋 子 |
| (3) 契約金額 | 5億6,870万円 |
| (4) 納入期限 | 令和8年3月31日 |
| (5) 契約の方法 | 一般競争入札 |

40 損害賠償の額の決定について

(1) 目的

川崎市川崎区水江町 6 番 1 号先道路上において発生した交通事故に係る日本年金機構からの厚生年金保険法等に基づく保険給付等の求償に対し、地方自治法第96条第 1 項に基づき、損害賠償の額について決定を行うものである。

(2) 損害賠償の内容

ア 件名

川崎市川崎区水江町 6 番 1 号先道路上において発生した交通事故に係る保険給付等の求償

イ 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

損害賠償の相手方	損害賠償の額
東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号 日本年金機構 理事長 大 竹 和 彦	87万3,261円
横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 神奈川労働局 局 長 児屋野 文 男	146万6,142円
横浜市西区楠町 27 番地 1 神奈川県国民健康保険団体連合会 理事長 内 野 優	4 万 5,455円
計 3 者	238万4,858円

(3) 事故の内容等

ア 事故の内容

平成30年10月31日、XXXXXXXXXX（以下「原告」という。）は川崎市川崎区水江町 6 番 1 号先道路上（以下「事故発生現場」という。）に設置された横断歩道を歩行中、ビューテックローリー株式会社（以下「被告会社」という。）の従業員（以下「被告会社従業員」という。）が運転するタンクローリーと衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）に遭い、負傷した。

イ 和解の概要

原告は、本件について、

- ・ 事故発生現場に設置されている横断歩道の道路標示が摩耗して消滅しており、被告会社従業員は、横断歩道手前で一時停止等することなく走行し、本件事故を惹起した。
- ・ このような道路標示の消失は、管理に瑕疵があったというべきであるから、国家賠償法第2条第1項に基づき、賠償責任を負う。

などと主張し、被告会社及び神奈川県に対し、連帯して賠償金1億3,916万4,026円の支払を求め、横浜地方裁判所川崎支部に提訴した。

その後、同裁判所から、

- ・ 被告会社従業員は本件道路を幾度も往復しており、道路標識等の存在もあることから、横断歩道の存在を認識し得たと認められること。
- ・ 神奈川県は、事前の連絡等により横断歩道の道路標示が摩滅している状況を認識し得る状況にあり、横断歩道の道路標示の摩滅が本件事故の発生の一因となったと認められること。

等に鑑み、和解金総額を6,700万円とし、被告らの負担割合を被告会社9割、神奈川県1割とする和解案が提示され、同提示を受け、令和5年10月24日、和解が成立した。

(4) 求償の経緯

令和5年定県第81号議案で和解した損害賠償請求事件に関連し、原告から損害賠償請求権を代位取得した各給付機関から神奈川県に対し、和解により確定した負担割合に応じた各給付額の求償がなされた。